

厚労省研究会が判断基準を初めて提

厚生労働省の「労使関係法研究会」厚生労働省の「労使関係法研究会」は七月二五日、学政治学研究科教授)は七月二五日、学政治学研究科教授)は七月二五日、学働組合法上の労働者性の判断基準を社などに雇用されず、業務委託契約を結んだり、自営で働く個人事業者が労結んだり、自営で働く個人事業者が労制組合法上の労働者に当たるか否かについて、一定の方向性を示した格好。同省は同日付けで、報告書を労働委員の「労使関係法研究会」

判断基準の不確立が問題に

委員会の命令と、裁判所(下級審)の 性の観点から問題となっていた。 判決で異なる結論が示され、法的安定 ことなどから、紛争を取り扱った労働 ついて、確立した判断基準がなかった される「労働者」に該当するか否かに 生じている。労働組合法第三条で定義 として拒否され、紛争に至るケースも 業主であり、労働者には当たらない」 成し、会社に団体交渉を求めても「事 労務を提供する個人自営業者の数は二 研修機構の試算では、 業務委託や独立自営などの就労形態に ○○五年時点で約一二五万人にのぼる。 ある者が増えている。労働政策研究・ こうした労務供給者が労働組合を結 労働者の働き方が多様化するなか、 研究会では、労働者性の判断基準を 業務委託を受け

特しようと、労働組合法の趣旨・目的待しようと、労働組合法の趣旨・目的待しようと、労働組合法の裁判例を踏件、新国立劇場運営財団事件、INA件、新国立劇場運営財団事件、INA件、新国立劇場運営財団事件、INAのに向けた検討を進めてきた。

基本的判断要素(2)補充的判断要素 で、これに該当するかについては、(1) 広く含まれると解される」としたうえ 交渉による保護が図られるべき者が幅 じるため労働組合を組織し、集団的な 由の原則を貫徹しては不当な結果が生 の個別の交渉力に格差が生じ、契約自 価を得て生活するがゆえに、相手方と の労働力という特殊な財を提供して対 まえると、売り惜しみのきかない自ら 働者」とは異なり)、「法の趣旨等を踏 を して判断すべきと結論づけた。 (3) 消極的判断要素-報告書は、労働組合法上の「労働者」 (労働基準法や労働契約法上の「労 ―を総合勘案

が考慮され得るとした。

業務、契約、報酬の中身で

内容の一方的・定型的決定(契約の締組織内に確保されているか)② 契約行に不可欠ないし枢要な労働力として行に不可欠ないし枢要な労働力として表については、① 事業組織への組み素については、① 事業組織への組み

使用されている③報酬が仕事の完成に 渉の余地がない、定型的な契約様式が 件が一方的に決定され事実上、個別交 相手方以外から受託できない②労働条 る、受託業務に類する業務を事実上、 契約が締結されている、第三者に対し 例として、①労働力を確保する目的で うえで、労働者性が肯定的に解される が保証されている――等を挙げた。 対してというより業務量や時間に基づ て相手方の組織の一部として扱ってい の性格を有するか) ――を明記。その する対価又はそれに類するものとして 決定しているか) ③ 報酬の労務対価 務の内容を相手方が一方的・定型的に 結の態様から、労働条件や提供する労 いて算出されている、一定額の支払い (労務供給者の報酬が労務供給に対

例としては、 頼に対して、基本的に応ずべき関係に 供給者が相手方からの個々の業務の依 4 込んだ。労働者性が肯定的に解される 供にあたっての日時や場所について一 味で解することができるか、労務の提 下に労務の供給を行っていると広い意 の労務提供、一定の時間的場所的拘束 あるか) ⑤ 定の拘束を受けているか)――を盛り (労務供給者が、相手方の指揮監督の (2)補充的判断要素については、 業務の依頼に応ずべき関係(労務 広い意味での指揮監督下 ④個別の業務の依頼拒否

> 担している――等の場合に、事業者性 を行っている、機材・材料の経費を負 利用する実態がある、他に主たる事業 他人労働力を利用する可能性がある/ げ、業務における損益を負担している、 得する機会を有し自らリスクを引き受 要素としては、⑥ 顕著な事業者性(労 求されている、業務量や労務を提供す けて事業を行う者と見られるか)を挙 務供給者が、恒常的に自己の才覚で利 やしている――等を想定している。 実際に一定程度の日時を当該業務に費 の日時に出勤や待機等が必要である、 る日時・場所の裁量余地がない、一定 がなされている、定期的に報告等が要 ない/拒否する者がほとんど存在しな る、実際上個別の業務依頼を拒否でき い⑤労務供給の態様に対し詳細な指示 に対して不利益取り扱いの可能性が 逆に、労働者性の(3)消極的判断

その上で、報告書は「仮に①~③の表本的判断要素の一部が充たされない場合でも直ちに労働者性が否定される場合でも直ちに労働者性が否定される場合でも直ちに労働者性が否定される場ちのではない」とし、「④(①を補強)ものではない」とし、「④(①を補強)ものではない」とし、「④(①を補強)ものではない」とし、「④(①を補強)ものではない」とし、「各判断要素を含む他の要素と総合判断を言ることで、労働者性が否定される場合もあることなく。当事者の認識や契約の実際の運用を重視して判断すべ約の実際の運用を重視して判断すべ

(調査・解析部)

トピックス